行財政構造改革推進方策

平成12年2月

兵 庫 県

行財政構造改革推進方策 目次

1	はじめに	1
2	行財政構造改革の目的	1
((((((((((((((((((((改革の内容	2 3 5 6 7 8
4	改革に当たっての留意事項	9
5	今後の財政見通し	9
(参考)行財政構造改革への取組みの経緯1	0
(別表)現行制度の見直し内容	

1 はじめに

わが国は、これまで、官主導・集権型の社会システムのもとに世界有数の経済大国の地位を築き上げてきたが、戦後50年余を経過する中で、様々な制度疲労を起こし、新しい時代への柔軟な対応力を欠くに至っている。

すなわち、人口、環境やエネルギー問題等への地球規模での取組みが求められる中、国際社会への責任 ある貢献や協力が求められる一方、人口が増加し、経済も発展する若い成長段階から、少子高齢の成熟化 の時代を迎え、教育や生涯学習、健康福祉、地域経営のあり方などが大きな社会問題となるとともに、産 業構造も大きく変化しており、民間や地域の自律的な取組みも求められている。

また、人々の価値観は、物から心の豊かさへと大きくシフトしており、個人や地域の主体性が十分発揮できるライフスタイルの構築や地域づくりが課題となっている。

いま 2 1 世紀を目前にして、当面する諸課題を解決しつつ、成熟社会に向けて真の豊かさが実感できる 社会を実現していくためには、従来の枠組みを抜本的に転換していかなければならない。

2 行財政構造改革の目的

社会経済構造が大きく変化する中、地方の行財政をとりまく状況は、もはやかつてのような右肩上がりの経済成長は期待できなくなるとともに、本格的な地方分権と公民協働の時代を迎えつつある。

今後、21世紀に向けた県政は、大幅な財政収入の増加が期待できない状況の中で、中長期にわたる健全な行財政運営を確保しつつ、一方では、少子高齢化にともなう健康や福祉対策をはじめ、教育や環境、新産業の創造、個性と魅力ある地域づくりなど、今後ますます重要となる政策課題に的確に対応するとともに、県下各地域の県民の明日への夢ビジョンの実現を図り、希望と活力に満ちた兵庫の創造を確かなものにしていかなければならない。

こうしたときにあって、現状の組織、定員・給与、行政施策等を、これまでどおり維持していたのでは、 新しい政策展開に制約となることはもとより、財政の悪化が懸念されるところである。

そこで、本年度を行財政構造改革元年と位置づけ、今後10年間にわたり、行財政構造全般について抜本的見直しを行い、従来の枠組みにとらわれない、成熟社会にふさわしい行財政システムを確立することにより、新しい時代の県民の要請に応える県政を機動的に推進することとする。

3 改革の内容

改革の目的を達成するため、県民福祉のさらなる向上と21世紀の兵庫づくりをめざす新規施策分野への積極的な取組みを進め、地方分権や公民協働、情報化の時代にふさわしい新たな行政手法の導入を図りつ、多様化、複雑化する政策課題への総合的かつ的確な対応を可能にする組織体制の整備など新しい行財政構造の確立をめざす各般の取組みを進める。

改革の概要は以下のとおりである。

なお、現行制度についての見直し内容は、別表のとおりである。

(1)新規施策分野への取組み

2 1世紀の兵庫づくりの指針として、県下各地域で議論が進められているポスト2001年計画となる兵庫の夢ビジョンの実現をめざし、中長期にわたる健全な行財政運営のもと、成熟社会にふさわしい県政を展開して、県民ニーズに的確に対応した質の高いサービスの提供を図ることが必要であり、新規施策のための財源約1,000億円を確保し、次に掲げる各分野の諸施策を重点的に推進する。

ア 21世紀の人づくりの推進

明日の兵庫を担う創造性豊かですこやかな人材の育成と生涯学習社会に向けて、心の教育の充実を図りつつ、新しい時代に向けた、大学を含む学校教育の一層の質的充実と改善、学校・家庭・地域との連携による教育力の向上、国際化や情報化など社会の変化に主体的に対応できる多様な教育の推進などに努めるとともに、多様な生涯学習機会の提供等により、暮らしや地域の課題の解決をめざす県民の自己研鑽や生きがいづくりへの支援に積極的に取り組む。

イ 健康福祉社会の実現

三世代型の人口構成となる本格的な高齢社会の到来を迎えて、疾病の予防や健康に対する意識の向上等により、県民の生涯にわたる健康の保持・増進を図りながら、介護保険制度の導入をはじめ、新たな高齢者福祉対策、少子化総合対策などを充実して、共に支え合う健康福祉社会の実現を図る。

ウ 環境適合型社会の実現

地球規模の環境問題が顕在化する中、21世紀の新たな環境の保全と創造に向けた総合的な戦略のもと、 環境対策の強化はもとより、環境学習や、リサイクル・新エネルギー対策を積極的に進め、県民自らの環 境適合型ライフスタイルへの取組みを支援し、県民との協働と参加による快適な生活環境の創出を図る。

あわせて、県自らが地球温暖化防止対策等に取り組む「環境率先行動計画」のさらなる展開を図り、環境負荷低減への取組みを推進する。

エ コミュニティ対策の充実

公民協働への大きな流れの中で、県民一人ひとりが身近な暮らしや地域の課題の解決に向けて、自律と連帯を基調に社会的な責任を果たす、新しいライフスタイルの確立をめざすとともに、県民ボランタリーセクターの形成・活動への支援を進め、県民との協働と参加によるコミュニティづくりや住環境の形成等を積極的に推進し、地域活力の一層の向上、活発化を図る。

オ 新たな経済・雇用対策の推進

構造改革期における県民の生活や雇用の不安を解消し、厳しい経済雇用情勢の改善に努めるとともに、成熟社会に対応できる産業構造への移行を図るため、新産業創造や地域産業への支援、国際的な経済拠点の整備、観光・集客・交流施策の一体的推進、さらにはそれを支える職業能力開発と新しいワークスタイルの創造に向けた取組み等を積極的に進める。

カ 国際交流の新展開

国家間の交流に加えて、地方自治体、NGO、県民の多様な国際交流が生まれつつある中で、県内に集積する国際組織・機関や、そこを中心に展開される国際会議、国際共同研究などを活用しつつ、経済、文化、環境など幅広い分野にわたって、県民参画の国際協力、国際貢献の取組みを積極的に推進する。

キ 県民交流基盤の整備

広大で多彩な県土の魅力を高め、地域内外の多様な交流のもと、明日への県民の夢ビジョンを実現していくため、既存の社会資本ストックのネットワーク化を図りつつ、真の豊かさが実感できる県民生活の交流基盤づくりを推進する。

(2)成熟社会型行政手法・マネジメントへの取組み

地方分権の本格化、公民協働への大きな流れ、情報技術の高度化、行政運営の透明性の要請など新しい時代の潮流に的確に対応し、県民主役の効率的、効果的な県政運営の確立に向けて、次のような行政手法及びマネジメントの推進、充実に取り組む。

ア 県民の参画と協働の推進

県民の主体的な参加と実践による地域課題の解決をめざし、政策立案段階の県民参加とともに、県民が一定の権限と責任を持って政策実施に参加する制度の創設を図り、NPO、NGO等県民ボランタリーセクターとの協働の仕組みづくりを進めるほか、県民参画による多様な資金調達手法の導入等を図る。

また、審議会等について、兼職制限等委員の資格要件の見直し、会議公開の促進など、運営の合理化、活性化とともに、地方分権一括法による必置規制の緩和を踏まえ、必要性が低下したものの統廃合等を進める。

イ 効率的、効果的な経営手法の導入

成熟社会にふさわしい効率的、効果的なマネジメント・システムの確立をめざして、民間の資金やノウハウを活用して社会資本整備・運営を行うPFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)の導入の検討、アウトソーシング手法の拡充など公民協働の観点に立った行政手法のほか、リエンジニアリングの考え方に沿った業務執行や環境マネジメントシステムの導入、推進に努める。

さらに、教育、研究等の専門的な機能を有する県立施設について、その高度な知的資源を活かし、県民 ニーズに対応した機動的・弾力的な事業展開を図るため、国の独立行政法人などを参考にして、自律的、 効果的な運営手法を導入し、施設の活性化と事業の拡充を図ることに努める。

ウ 行政手続等の簡素化と県民の利便性向上

県民の利便性の向上と質の高い行政サービスの効率的提供を図るため、申請・届出手続きや内部事務の電子化など、行政の情報化を全庁的に推進して「電子県庁」の実現をめざすとともに、県民生活の安全の確保等に配慮しつつ、県民負担の軽減を図るため、行政手続の簡素化、公的規制の改善・合理化への取組みを進める。

エ 情報公開制度の拡充等

県民から信頼され、県民とともに進める県政を推進していくため、情報公開制度の拡充、個人情報の保護、広報・広聴活動の充実、行政手続の適正化等への取組みを進める。

オ 国と地方、県と市町との新しい関係の構築

地域からの発想と責任のもと、様々な地域課題に的確に対応するため、国から地方へのさらなる分権を 推進し、国と地方の新しい関係の構築をめざす。

あわせて、県から市町への事務移譲、市町の自主的、主体的な広域行政への取組みの推進を通じて、県と市町の連携、協力による県民に身近な行政、個性と魅力ある地域づくりの積極的な推進を図る。

カ 適正な人事管理

県民に信頼される公正で清潔な県政を推進するため、全体の奉仕者としての意識の確立と接遇態度の向上に努める。

さらに、県民ニーズの多様化、高度化等に対応し、分権社会にふさわしい職員を養成するため、多様な研修機会の提供、支援を通じ、自律的な能力開発を促進するとともに、職員が意欲を持って職務に取り組めるよう、職員の士気高揚と職場の活性化を図りつつ、人材育成の観点に配慮した人事管理を推進する。

(3)組織

地方分権の進展を踏まえ、総合的自治機構として、総合行政の推進、政策形成機能の強化、政策課題への機動的な対応を図るとともに、地域における県民ニーズへの総合的対応及び現地解決能力の向上を図る組織体制の整備に取り組む。

ア 本庁の部の統合再編

本庁の部制については、多様化、高度化する県民ニーズに対応して、縦割り行政の弊害を是正し、幅広い視点から総合的かつ機動的に政策立案機能を発揮するため、部を統合再編するとともに、業務内容の専門化、複雑化に対応して、的確かつ迅速な行政執行を行うため、部長のもとに執行責任を担う局長を設置することとし、現行の9部を以下の5部へ統合再編する。

- ・県民生活部 県民生活に関わる分野を所管して、新しいライフスタイルの創造への総合的支援を行う。
- ・産業労働部 産業や雇用に関わる分野を所管して、産業構造の変革と新しいワークスタイルへの一体的な対応を行う。
- ・農林水産部 農林水産に関わる分野を所管して、多面的機能を持つ農林水産行政を推進する。
- ・県土整備部 県土の基盤整備に関わる分野を所管して、個性と魅力ある地域づくりへ一元的に対応する。
- ・企画管理部 - 県政の総合的な企画・調整・管理を行う分野を所管して、政策形成機能の充実強化をめざす。

イ 総合事務所としての県民局の設置

分権型社会における行政の役割は、地域住民の主体的な参加のもと、身近な暮らしや地域の課題解決の ために、住民自らが行う自律的な活動を支援することが基本となる。

そのため、県下市町との連携、協力はもとより、地域の英知を結集した取組みが展開されている21世紀の夢ビジョンの実現をめざして、より県民に身近なレベルで総合的な県政を推進し、現地解決型行政を展開する。

ウ 政策形成機能の強化

総合的、戦略的な視点に立った政策決定の場として、政策会議を設置するとともに、多様化、複雑化する政策課題に総合的かつ的確に対応するため、本庁及び県民局に企画調整を担当する局長及び部長を設置して、政策形成機能の強化を図る。

エ 臨時的・時限的な行政課題への的確な対応

臨時的または時限的な行政課題に柔軟かつ効率的に対応するため、一定の期間に限って設置する組織(タスク・フォース)を整備する。

(4)定員・給与

新たな県政課題に的確に対応した定員の適正配置や、職員の計画的な採用による年齢構成の平準化等に 努めるとともに、職員の給与の見直しを行うほか、現下の厳しい雇用情勢等を踏まえ、公務部門において ワークシェアリングを実施する。

ア 県政課題への的確な対応

成熟社会の進展に伴う県民ニーズの変化に対応し、安全と安心の社会の実現、地域密着型県政の展開など、新たな県政課題に的確に対応した定員の適正な配置を行う。

イ ワークシェアリングの実施

現下の厳しい雇用情勢やライフスタイルの多様化に伴う様々な就業志向が生じていることを踏まえ、これらのニーズに対応した雇用機会の創出を図るため、公務部門においてワークシェアリングを実施する。

ウ 職員の計画的な採用

継続的に組織の活力を維持し、中長期にわたって、円滑な組織運営を行うため、職員の計画的な採用により、優秀な人材の確保、年齢構成の平準化等に努める。

エ 給与の見直し

厳しい経済・雇用情勢のもとで、民間企業においても様々な経営改革への取組みが行われている中、国及び他の地方公共団体並びに県内民間事業所の従事者の給与との均衡を図ることを基本として、職員の給与の見直しを行う。

(5)行政施策(投資事業、事務事業、公的施設、試験研究機関)

地方分権の本格化や公民協働への大きな流れ、社会資本整備の水準の向上など社会経済情勢の変化等を 踏まえ、行政施策の構造的改革を図るため、既存施策の内容、実施主体、実施方法等について、評価、見 直しを行う。

ア 投資事業

社会資本の地域間・分野間の均衡を図りつつ、成熟社会にふさわしい地域づくりを進めるため、県民の安全と安心の確保を基本に、長期的な視点に立って、地域間の連携・交流や個性と魅力あふれるまちづくり、快適な生活環境の創出等に資する事業に取り組むこととし、必要な事業量を確保する。

また、社会資本整備の水準が向上してきていることから、社会経済情勢の変化等を踏まえ、事業の必要性や効果等を的確に評価、検証することとし、このための事業評価システムを確立し、効率的・重点的な整備を図る。

イ 事務事業

本格的な地方分権と公民協働の時代のもとでの公と民、県と市町との役割分担のあり方、三世代型人口構造の時代に対応した世代間の受益と負担のバランス、また、価値観やライフスタイルの変化等に適合した政策への転換など、成熟社会にふさわしい政策構造の確立を視野に入れつつ、事業の必要性、有効性、公平性等の観点から、すべての事務事業について、的確な評価、見直しを行う。

あわせて、徹底した事務経費の削減や業務プロセスの改善はもとより、民間でより効果的、効率的に提供できるサービスについて民間活力の活用を進めるなど、業務執行方法の一層の簡素・効率化を図り、行政コストを縮減する。

ウ 公的施設

宿泊、文化・スポーツ・レクリエーション施設などの公的施設については、近年、市町施設の整備水準が向上するとともに、民間事業者との競合も懸念されている。

そのため、県としては、広域的かつ高度な機能を有し、地域活性化への外部効果の高い施設への重点化を図るなど、既存施設の見直しや新規施設整備の取組みを進める。

工 試験研究機関

科学技術や情報化の進展による研究開発の高度化等が加速する中、大学や民間等が地域の高度な研究機能を担いつつあり、県立試験研究機関がこれまでのような役割を果たしていくことは困難になっている。

そこで、現行業務の客観的な評価結果をもとに、そのあり方を抜本的に見直し、大学や国立・民間の研究機関と連携、協力しながら、県立試験研究機関としての使命や役割を踏まえつつ、新たな課題への対応をはじめ、新しい時代にふさわしい業務の重点化や機能の強化を図るとともに、組織の再編統合を行う。

このため、総合的なマネジメント体制のもと、継続的、定期的な評価を実施し、コーディネイトや情報 提供など県民や産業界の要請に的確に対応できる行政サービス機関としての機能の強化、プロジェクト型 研究や外部研究者の活用など行政課題等に機動的に対応できる新しい研究システムの導入を進める。

(6)自主財源の確保

県税収入の確保、使用料・手数料の受益と負担の適正化、財産収入の確保など、自主財源の確保に向けて最大限の努力を行う。

また、こうした県自らの取組みにあわせ、地方における歳出規模と歳入規模の乖離の縮小、地方税収の 安定確保を図るための法人事業税外形標準課税の導入、地方交付税の所要額確保と交付税特別会計への直 入方式の導入、国庫補助負担金の整理合理化等、地方税財源の充実確保について、国に対して強く要望す る。

(7)公社等

社会経済情勢や公民の役割分担等の変化を踏まえ、公社による自主的な経営改善や運営の透明性の向上等への取組みを促進するとともに、県の支援の適正化や公社等の積極的な活用を図る。

ア 公社等の経営改善、支援の適正化

公社等をとりまく経営環境が厳しい中、公社等において、社会経済情勢の変化や採算性、公共性等を踏まえた事業の見直しを行うとともに、組織の見直し、経営の合理化、経営意識の向上など、自主的な経営改善を推進する。

一方、県は、公社等の自立性、独立性に配慮しながら、公社等の経営状況の的確な把握、評価を行い、 指導の充実を図るとともに、県の出資・助成等の支援の適正化に努める。

イ 公社等の情報公開の促進

公社等の運営の透明性の向上を図るため、情報公開を促進する。

ウ 公社等の積極的な活用

従来、行政が担当してきた分野にも、民間企業や非営利団体の活動が拡大してきている状況を踏まえつ つ、公共的サービスの効果的、効率的提供の観点から公社等の活用が効率的である業務について、その積 極的な活用を図る。

4 改革に当たっての留意事項

行財政構造改革について、円滑かつ実効性のある取組みを推進するため、次の事項について十分留意する。

ア 計画的推進と点検

毎年度、行財政構造改革推進方策に基づく具体的な取組みを明らかにした「行財政構造改革実施計画」 を策定し、改革の計画的推進に努める。

また、実効性のある改革の推進を図るため、経済雇用対策などの当面の緊急課題に機動的に取り組むとともに、社会経済情勢の変化や国の政策動向、県の財政状況等を踏まえつつ、行財政構造改革推進方策の進行状況を常に把握、検証し、ローリングしながら見直しを行うとともに、評価基準についても、社会情勢の変化に対応した点検を行う。

イ 県民、市町の理解・協力と職員の意識改革

改革の実施に当たっては、県民、市町への十分な説明、周知を図るとともに、その理解と協力のもとに 進める。

また、職員の理解と主体的参加のもと、職員の意識改革を図りつつ、全庁的な改革を推進する。

5 今後の財政見通し

この改革に基づく平成20年度までの財政見通しを試算すると、平成11年度当初において試算していた10,600億円の収支不足が解消され、起債制限比率もピーク時(平成16年度)において15%台にとどまるなど、中長期にわたる健全な財政運営が確保されるものと見込まれる。(別表資料5参照)

(参考)行財政構造改革への取組みの経緯

平成 10 年 12 月 25 日

行財政改革推進委員会の報告

県が行財政改革を進めるに当たって、重点的に取り組むべき方向について、行財政改革推進委 員会から報告

平成11年4月1日

行財政構造改革本部の設置

行財政構造改革の具体的な方策を策定し、全庁的な推進を図るため、知事を本部長、副知事を 副本部長、関係部長会議構成員を本部員とする行財政構造改革本部を設置

平成 11 年 6 月 23 日

「行財政構造改革への取組み方針(案)」の策定、発表

改革の目的や進め方、スケジュール、事務事業、組織、定員・給与等についての見直しのため の評価基準を内容とする「行財政構造改革への取組み方針(案)」を策定、発表

平成 11 年 6 月 29 日 ~ 7 月 19 日

県議会の行財政構造改革調査特別委員会における「行財政構造改革への取組み方針(案)」の審議

平成 11 年 7 月 21 日

「行財政構造改革への取組み方針」の決定、発表

「行財政構造改革への取組み方針(案)」についての議会の意見を踏まえ、「行財政構造改革への取組み方針」を決定、発表、この方針に基づき、各部局における検討作業に着手

平成 11 年 9 月 13 日

行財政改革推進委員会の報告

自律分権型社会にふさわしい新しい体制に向けた地方機関の見直しについて、行財政改革推進 委員会から報告

平成 11 年 10 月上旬

「行財政構造改革本部企画部会検討資料」の取りまとめ

行財政構造改革本部に設置された企画部会において、主な改革項目に係る検討内容を取りまとめ、この資料をもとに関係方面の意見を聴取

平成 11 年 10 月 29 日

「行財政構造改革推進方策(案)」の策定、発表

平成20年度までの基本的な改革の方向と具体的な取組みを明らかにした「行財政構造改革推進方策(案)」を策定、発表

平成 11 年 11 月 1日 ~ 12 月 22 日

行財政構造改革調査特別委員会における「行財政構造改革推進方策(案)」の審議

平成 11 年 12 月 27 日

県議会から「行財政構造改革調査特別委員会調査報告書」の送付

平成 12 年 2 月 17 日

「行財政構造改革推進方策」の決定、発表

「行財政構造改革推進方策(案)」についての議会等の意見を踏まえ、「行財政構造改革推進方策」を決定、発表

現 行 制 度 の 見 直 し 内 容

([1)	組	l織.		1
(2)	定	員	・給与	4
(3)	行	政抗	拖策	6
		ア	•	投資	9事業	6
		1		事系	务事業1	0
		ウ		公白	勺施設3	6
		ェ		試馬	负研究機関3	8
(4)	自	主則	オ源の確保4	6
(5)	公	社争	\$ 5	1
	参			_		
	資	料	1	ΓĖ	評価基準」5	4
	資	料	· 2	Г	且織再編案」5	ç
	資	料	} 3	۲ ते	社会資本(基盤整備)の施策体系及び主な整備内容」	1
	資	[米]	ł 4	Гŧ	殳資事業評価の実施体制」6	3
	資	[半]	<u> 5</u>	Гí	- 京財政構造改革推進方策に基づく今後の財政見通し(試算)」6	2

(1)組織 (単位:百万円)

				\ +-	(丰位、日	
項 目	現状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等	
本庁及び地方機関の組織	1 本 庁		1 総合行政の推進 本庁 9 部、地方機関 6 県民局体制を		1 総合行政の推進	
	知事公室、総務部、生活文化部 健康福祉部、商工部、労働部、農 林水産部、土木部、まちづくり部		本庁5部、地方機関10県民局体制へ 再編する。		政策課題に機動的に対応するだめ、職員配置の弾力化を図る。	בֿ ַ
	の9部を設置している。		本庁の部の統合再編 ア 本庁の部制については、多様化、		総合的な産業振興施策推進の <i>抗</i> 産業労働部の企画調整部門と農村	林水
	2 地方機関		高度化する県民ニーズに対応し て、縦割り行政の弊害を是正し、		産部の企画調整部門は、一体的に 用する。	
	業務分野ごとに地方機関を設置するとともに、地域における県行政の一体性を確保し、地域の特性		幅広い視点から、総合的かつ機動 的に政策立案機能を発揮するた め、部を統合再編するとともに、		また、環境問題についての全所な取組み体制の確保に留意する。	•
	■を生かした県行政の推進を図るた ■め、県民局が管内の地方機関の総		業務内容の専門化、複雑化に対応 して、的確かつ迅速な行政執行を		地方機関の再編にあたっては、民サービスの向上のため、業務の	の専
	合調整を行いつつ、地域課題の解 決を図っている。 県民局は、阪神、東播磨、西播		行うため、部長のもとに、執行責 任を担う局長を設置する。		門性を確保しつつ、必要な機能の 持・向上に配慮する。	り維
	▲磨、但馬、丹波、淡路の6地域に 設置しており、総務、企画調整、		イ 現行の9部を、新しいライフス タイルの創造への総合的支援を行		県民局の総合事務所化に際しては、県民局内部の事務・権限の配	記分
	防災、広報、広聴、県民運動、市町振興、商工労政等の事務を行っている。		う「県民生活部」、産業構造の変革と新しいワークスタイルへの一体的な対応を行う「産業労働部・		において、効率的な業務執行が図 るよう配慮する。	凶れ
			体的な対応を行う「産業労働部」 多面的機能を持つ農林水産行政を 推進する「農林水産部」、個性と		県民局の運営にあたっては、管 の他の地方機関との調整機能の発	発揮
			魅力ある地域づくりへ一元的に対 応する「県土整備部 、 政策形成 機能の充実強化をめざす「企画管		や県民局をまたがる課題への円泡 対応を図る。	骨な
			機能の充美強化をめるする正画管理部」の5つの部に統合再編する。		2 現地解決型行政の推進	
			総合事務所の設置 ア - 県民局長の統括のもと、地域に		事務・権限の委譲に当たっては 危機管理などの一元的な管理体制	制の
			おける多様な県民ニーズや地域課 題に総合的かつ的確に対応するた め、県民局管内の区域を所管区域		確保にも留意するとともに、本所地方機関の権限や事務手続きが二	二重
			の、県民局官内の区域を所官区域 とする地方機関を県民局に統合再 編し、総合事務所化する。		構造にならないように配慮する。 現地解決型行政を推進するため	
			イ 地域の特性や課題、県民局の業		各県民局の地域特性を踏まえた資 を図るよう留意する。	重営
			務規模、職員規模等を勘案し、地 域課題の解決、県民や市町との協			
			働を効率的、効果的に推進するため、県民局の所管区域を見直し、 6 県民局から10県民局とする。			
			○未以向からして来以向しする。			

項目	現 状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
		(一)	中	(一 按文)	3 職員のの、人 た。 、う具早 の、人 た。 、う具早 の しにおがら にがる路関 にでのの が でなにののの が でないにするすい にがる路内 にがる路内 にがる路内 にがる路内 にがる路内 にがる路内 にがる路内 にがる路内 しいとえる。 はよ、 のど留段内 員 見見まえ はんに とる 自 を の しにおがら 自 かとのを の もも組織 のますする。 とる 自 の表路る。 とる 自 の表路る。 とる 自 の表路る。 とる 自 の表路の

(単位:百万円)

					(羊位、白川
 項 目	現 状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
			4 実施時期 本 庁 平成12年度 地方機関 平成13年度		
			「参考」 資料 2 (P59、60) 組織再編案		
			評価基準:組織-1~9		

(2)定員・給与 (単位:百万円)

							(十四、口/111)
	現 状	予算額 (一 般)		見 直 し 内 容	効果額 (一 般)		実施上の留意事項等
定員・給与	1 定員 一般行 政部門 は対して での をにあい員 をにあい かっとう での をにあい かっとう での をにあい かっとう での をにあい かっとう での を は がっとう での での を は がっとう での	(516,550) 665,733	1	定 の		2	定 新対 め実 るる置分に検 応に一 も 給 事基し を情与
F			1				

項目	現状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
			2 ワークシェアリングの実施 職員の超過勤務の縮減等により、ワークシェアリングを実施する。		
			・非常勤嘱託員等 2,100 人		
			(実施年度)平成12~20年度		
			評価基準:定員-1~3		
			3 給与の見直し		
			特別職 行財政構造改革の趣旨を踏まえ、一 定の措置を講じる。		
			・給料の減額 知 事 10%減額 副知事 7%減額 出納長等 5%減額 理事等 3%減額		
			・期末手当について、国の基準に合わ せる。		
			一般職 国、他の地方公共団体、県内民間事 業所の給与との均衡を図ることを基本 とし、給与の見直しを行う。		
			・毎年度の措置については、行財政構 造改革実施計画に記載		
			(注)給与の見直しの効果額は、構造改革期間中において、平成12年度行財政構造改革実施計画と同程度の措置が行われたものとして算定		
			評価基準:給与-1		

(3)行政施策 ア 投資事業

(単位:百万円)

項目	現状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
投資事業	事業費総額の推移 (単位:百万円) 区分 国庫補助 事業 県単独事業 平成4年度 202,622 166,975 166,975 平成5年度 212,129 188,080 188,080 平成7年度 332,734 163,971 191,092 平成7年度 332,734 163,971 178,449 平成9年度 233,621 192,845 192,845 平成10年度 222,531 192,978 217,536 200,188 (経済対策分を除く) 200,188 平成11年度 (26,152) 215,378 193,146 (28,870) 193,146 (注)・各年度 3初予算 ベース (学) 成11年度 5 算の() 1年度 5 算の() ・平般財源 1年度 5 算の()	国事業 (26,152) 215,378 県事 (28,870) 193,146	1 を	(146,357) 478,150	1 整 水のりに源対 では、

項 目	現状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
			その他の投資事業		
			兵庫の21世紀の夢ビジョンの実現 をめざし、新しい地域づくれのき進め るため、これまでに一つできされて 交流基を活かしつを推進を 振興プロジェクトを推進基盤 に、 社会福祉施設の整備、 を 農林水産業基盤 で の事業に対する 助成等を着実に推進する。		
			2 事業費総額		
			社会資本整備については、なお多くの県民のニーズがあるが、ある程度の水準に達してきた分野もあることからこれまでに蓄積されてきた社会資本整備の水準を踏まえ、整備分野の重点化を図った上で必要な事業量を確保する		
			国庫補助事業:各年度約2,100億円		
			国の財政構造改革法等の趣旨を踏まえると、中長期的には抑制基調となることが想定されるが、必要な事業の確保に最大限配慮し、平成10年度の年間所要額(経済対策分を除く)とほぼ同水準と見込む。		
			県単独事業:各年度約1,800億円		
			平成5年度以降、経済対策等のため国庫補助事業を上回る大幅な伸びを確保してきたことを踏まえ、平成4年度当初予算の水準を基本としてこの間の国庫補助事業費の伸び率を乗じた額と同額程度とする。		
			災害復旧・経済対策事業等		
			災害復旧事業や経済雇用対策の要 請に係る臨時的・追加的な投資事業 については、必要に応じて別途措置 する。		

15 D	1H 1T	マ祭姑	日本上中央	차 EP 호텔	安佐しの紹子東西笠
項目	現状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
			3 事業の評価		
			投資事業の選択、実施において、社会経済情勢や社会資本の整備水準、事業の達成度等を踏まえ、事業内容や効果等を的確に評価し、集中投資や重点配分により投資効率を高めるとともに実施過程の透明性の向上を図る。		
			評価の対象		
			ア 指定事業 総合的な評価が必要な投資事業 で政策会議が指定するもの		
			イ 一般事業 上記以外の投資事業で、次の要 件に該当するもの		
			(ア) 新規事業 総事業費が1億円以上で、基本計画の策定を行う事業及び基本計画の策定を行わない事業については、事業費の予算化をびう事業(ただし、維持管理及び修繕、災害関連、国等の機関が事業主体となる事業を除く。)		
			(イ) 継続事業 ・ 計画策定後(公共事業等に ついては事業採択後)、5年間を経過した時点で未着工の 事業及び10年間を経過した時点で継続中の事業		
			・ 上記に関わらず、社会経済 情勢の変化等により見直しの 必要が生じた事業		

項目	現状	不 質額	見直し内容	効果額	
7, 1	7L W	予算額 (一 般)	7.E 0731	(一般)	人能工の出心子次の
			評価の実施及び公表		
			ア 指定事業については、「兵庫県 投資事業評価委員会(仮称)」を設 置し、評価を行う。		
			イ 一般事業(公共事業(継続事業) を除く。) については、各部に投 資事業評価検討委員会を設置し、 評価を行う。		
			ウ 公共事業(継続事業)については 従来から設置している「兵庫県事 業評価監視委員会」において、評 価を行う。		
			エ 事業評価の結果は公表する。		
			「参考」資料4(P63) 投資事業評価の実施体制		

項目	現状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
海外事務所	東京 (大) 大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大)	(219) 219	1 海外 ・ では、 ・ では、 ・ では、 ・ では、 ・ での、 ・ で、 ・ で、 、 で、 、 で、 、 で、 、 で、 ・ で、 、 で、 、 で、 、 で、 、 で、 、 で	(599)	1 海外事務所の運営の合理化 現地のNPO団体等との連携を一層 密にして、効率的な運営に取り組む。

項目 現						(羊位・白/川
190	項目	現状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一般)	実施上の留意事項等
	大学洋上セミナー	洋ででする。 洋ででする。 洋ででする。 神がり国ででする。 神がりは、 神がりに、 が問をしている。 ででする。 ででする。 ででする。 ででする。 ででする。 ででする。 ででする。 ででする。 ででする。 ででする。 のなではののないののはののでは、 のないののないのでは、 のないののないのでは、 のないのでは、 のないのでででする。 ででする。 ででする。 のないのでは、 のないのでは、 のないのは、 のないのでは、 のないのでは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 の	(190) 190	学生の国際交流に対するニーズの変化等に対応し、十分な準備期間を確保して事業内容の充実を図り、事業効果を一層高めるため、平成12年度に実施した後は、隔年で実施する。	(915) 915	本事業が県内大学間の連携に果たして きた役割を踏まえ、大学連携の一層の充

項目	現 状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
生活排水対策事業(自治振興 助成事業)	「生活排水99%大作戦」を積極的に出ます。 に出り、事業主体である市町を支援している。 (平成16年度までの時限措置)	6,900	3 生活排水対策事業の補助率の見直し 市町の起債借策事業にある。 下にる市野の抵債借策事業にある。 下にる市野がのが額にある。 者負担が軽減対する。 をおり、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では	(0)	3 生活排水対策事業の補助率の見直し生活排水99%大作戦の円滑かつ効率的な推進を図るため、地域の実情とと、じたきめ細水対策の意義について、生活排水対策を積極的に行う。

_ 項 目	現 状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等 実施上の留意事項等
自治振興助成事業	1 度づる計 で	[通 第(0) 3,200 う 1,700 1,500 (1,500 (1) 10,100 (1) 10,100	4 対 の年す と		4 自治振興助成事業の規模の見直し、対象事業の規模の見主的・主体的な地域の表別では、主体的な地域である。は、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対して

	現状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一般)	実施上の留意事項等
老人医療費	事業内容 (1) 対象者 65歳以上69歳以下の者 (2) 給 額 (2) 給 額 (2) 給 額 (2) 係 (3) 所 (3) 所 (3) 所 (4) 日 (4) 日 (5) 補 助 第指補助 (4) 一 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(8,300) 8,300	5 の 記事務事業・1 を平式 1 を で は 1 を で で で で で で で で で で で で で で で で で で	(21,065) 21,065	5 老人直 の見直しにあたっては、新制度 の見直の見高の見高の見高の見高の見高の見高の見高の見高の見高の見高の見高のの音を図る。 も10年の日本でで、新制度 を10年の日本でで、新制度 を10年の日本でで、新制度 を10年の日本でで、新制度 を10年の日本でで、新制度 を10年の日本でで、新制度 を10年の日本でで、新制度 を10年の日本でで、新制度 を10年の日本でで、新制度 を10年の日本でで、新制度 を10年の日本でで、新制度 を10年の日本でで、新制度 を10年の日本でで、新制度 を10年の日本でで、新制度 を10年の日本でで、新制度 を10年の日本でで、第10年の日本では、新制度 を10年の日本でで、第10年の日本では、新制度 を10年の日本では、新制度 を10年の日本では、新制度 を10年の日本では、新制度 を10年の日本では、新制度 を10年の日本では、新制度 を10年の日本では、新制度 を10年の日本では、新制度 を10年の日本では、第10年の日本の日本では、第10年の日本の日本のは、第10年の日本では、第10年の日本の日本の日本では、第10年の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の

項 日 現 状 予算額	_					(羊位:白川
** 表人に対して長寿祝金を支給することにより、多年にわたって社会に貢献してきた老人を敬愛し、長寿を祝福するとともに、その福祉の増進に寄与する。 2 事業内容 (1) 支給対象 毎年9月15日に、その日現在で88才以上の者で県の区域内に住所を有する者 (2) 支給額 10,000円 (3) 経過措置 条例に該当する者については、87才に達するまで2,000円で支給(対象を対し、10,000円で支給(対象を対した)を対象を対したの者で県の区域内に住所を有する者 (2) 支給額 10,000円 (3) 経過措置 条例に該当する者については、87才に達するまで2,000円で支給(対象を対象)を対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対象が対	項目	現 状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
	長寿祝金	老人に対ける では では できる	(590)	平均寿命の伸びのなかで、長寿の祝福としての事業の意義を勘案して、現行の経過措置終了時(平成17年)に、毎年度支給する制度を見直し、長寿祝いの節目ごとに支給する制度に改める。 (見直し後支給案) ・88オ(米寿):30,000円 ・100オ :50,000円	(1,276)	金銭の交付だけでなく、県民がこぞ って長寿を祝う仕組みづくりについて

項目	現 状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
農業改良普及事業	農業生産方式の合理化、その他農業経営の改善との改善とは農村生活の音楽経営の改善を行う。	(197)	7 農物の (大)	(470) 617	7 農業改良普及事業の効率化農業・農村の将来を視座に据え、今後の農林水産施策の推進に必要な機能の確保を図る。

項目	現 状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一般)	実施上の留意事項等
			普及対象の明確化 (経営規模・形態、専業・兼業の別 等、農家の特性に応じた普及対象 の明確化を図る。)		
			A 農事組合法人、農業公社等企業的 経営を図る経営体		
			B 一般勤労者並み労働時間により同 等の所得を得る専業農家		
			C 上記Bをめざし生産意欲が高い農家		
			D 集落営農組織のリーダーの役割を 担う兼業農家		
			E 生産性の向上をめざし研究会等を 構成する兼業農家		
			F 上記D、E以外の兼業農家		
			G 農作物販売を目的としない農家		
			・A~E:従来どおり農業改良普及セ ンターが主体となって指導		
			する。 ・F ~ G : 農協による営農指導との連 携強化を図る。		
			普及指導体制のあり方の検討		
			ア 農業者・農村への密接な関わり を維持するとともに、組織の総合 指導力が発揮できるよう、農業改 良普及センター及び改良普及員の 配置のあり方を検討する。		
			イ 市町が行う地域農業振興計画の作成と実践、優良農地の確保対策、生産施設の整備等に対し、専門的な観点からの支援を行うとともに農協の営農指導体制・技術力等の強化・充実を図るため、県としての支援を検討する。 評価基準:事務事業・1		

_ 項 目	現 状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
農林水産関係の場合では、大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大学・大	事 (1) 産あ地生 (2) つ負を (2) では (2) では (4) では (4) では (4) では (5)	(1,652) 15,405	8 では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	(2,953) 2,953	8 農林水助の 語 で は で は で で で で で で で で で で で で で で で

項目	現 状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
ひょうご県民住宅供給推進事業	1 事業 の「けん」 という では という では できます で いっと で いっと で という に いっと で という に は という に で という で で という に で という に で で という に で で という に で で という に で で い い で で い い で で に に は という に で という に に は に は に に は に に は に は に に は に は に	(2,413) 3,470	9 止 保持では、当ま齢が、合定 1 に対している地では、当ま齢が、合定 2 に対しているが、のは、対しているが、のは、対しているが、では、ととのは、対しているが、では、ととのは、対しているが、では、のは、対しているが、では、のは、対しているが、では、のは、対しているが、では、のは、対しているが、では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	(5,773) 5,773	9 ひょうご県民住宅供給推進事業の休止等 世代間の交流や新婚世帯を含む、市の交流や新婚世帯を含め、市の多様なるとででは、市の多様なでは、市の多様なででは、地域の実情に応じて主供給を図る。

(単位:百万円)

項目	現 状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一般)	実施上の留意事項等
県立高等学校	1 全日制高等学校 現在の公立全日制高等学校 1 4 9 校 5 分校 5 分校 5 分校 5 分校 5 分校 5 分校 7 分校 7	(156) 157	10 と 第一次 では、美麗の人物では、大変のでは、大変のでは、大変のでは、大変のでは、大変のでは、大変のでは、大変ので、大変のでは、大変ので、大変ので、大変ので、大変ので、大変ので、大変ので、大変をで、大変が、大変が、大変が、大変が、大変が、大変が、大変が、大変が、大変が、大変が	(808) 811	

項目	現 状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
			(イ) 分校についは、であると育をについ規模をあるためでは、でありいがはできるのができる。そのでは、でありたができる。では、できるでは、できるでは、できるでは、していいでは、できるでは、いっとは、いっとは、いっとは、いっとは、いっとは、いっとは、いっとは、いっと		
			(ウ) 現行の諸条件の事情を対している。 現行の諸条件の事でしてインのでしてインのでしてインのでしてインのでは、では一個では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で		
			定時制高等学校 ア 魅力ある学校づくり (ア) 生涯学習社会に対応した単位制高等学校を平成20年度までに4 校設置すとともに、ネットワーク化を図る。		
			(1) 多様な生徒の学習ニーズに応 じた教育内容・方法の工夫、履修 方法や選抜制度・方法の改善を 図る。		
			イ 望ましい規模・配置 (ア)教育条件や学習環境を整備する新しい単位制高等学校を設置する地域にあっては、併せて近隣校を統合あるいは募集停止する。		
			(イ) 入学者が2年間継続して30% に満たず、将来にわたり増加の 見込めない学校については、統 合あるいは募集停止の対象とし て検討する。		
			(ウ) 上記の基準に該当する学科に ついても、統合・改編あるいは 募集停止を検討する。		
			評価基準:事務事業 - 1		

項目	現 状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等 実施上の留意事項等
私立学校経常費補助(私立高等学校分)	1 事 (1) 受国よ間た (2) 人名こ額 学を費る (3) 会談 (4) の、にのし の、ら増 (2) 人名こ額 第 (1) 受国よ間た (2) 人名こ額 (1) 受国よ間た (2) 人名こ (2) 人名こ (3) (4) (4) (5) (5) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6) (6	(12,668) 14,132	11 分 には性校じこ独う つにのへめれを の平付せと価をえ は置 ・ でを度を縮交価ま 単次 の で で で で で で で で で で で で で で で で で で	(16,157) 17,436	10 私立学校経常費補助(私立高等学校分)の補助単価の適正化 見直しにあたっては、父母負担の増大につながするとともに、公司の場合を促動を促動を促動を受けるの特色をのでは、の場合の特色を表示してがらる。

項目	現 状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
民間社会通過である。 は、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	1 事業 目的 にの にの 上が のにの 上が の ま で 名 と さ で 名 ま で 会 で ま で 会 で ま で 会 で ま で 会 で で ま で 会 で で ま で 会 で で ま で 会 で で ま で 会 で で ま で で ま で で で で	(753) 753 うち特養 (253) 253	12 (日間	(2,314) 2,314	11 民間社会福祉施設職員処遇等)の見直し

項目	現状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
在宅老人介護事業	1 事	(711) 711	13 直	(5,059) 5,059	12 在宅老人介護手当の支給対象者の見直し 介護サービスの利用実態や家族極いに見受いに見受いに見受いを制度と制度と制度と制度と制度を制度を対象者の総合的な支援を図る。

項目	現状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
愛の一声運動	1 事業と では、	(208) 208	14 愛の一声運動の見直し ・・安心、 ・・安心、 ・・安心、 ・・安心、 ・・安心、 ・・安心、 ・・安心、 ・・安心、 ・・安心、 ・・安心、 ・・安心、 ・・安心、 ・・安心、 ・・安心、 ・・安心、 ・・安心、 ・・でで、 ・・でで、 ・・大きいでのの。 ・・大きいで、 ・大	(2,044) 2,044	13 愛の一声運動の見直し 公職を持ち、

項目	現 状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一般)	実施上の留意事項等
県立看護専門学校	図分 開設 学年 課程 定員 課程 課程 加古川 S45.4 40人 2年 柏 原 S46.4 40人 3年 淡 路 S50.4 40人 3年 淡 路 S50.4 40人 3年 淡 路 記載 (注)果立病院に従事するるために設置	(350)	15 県立 () () () () () () () () () ((704) 704	

項目	現 状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
項 目 社会福祉事業団施設 (県立特別養護老人ホーム)	現 状 県立特別養護老人ホームの状況 施設名 入所定員 万寿の家 100人 朝陽ヶ丘荘 100人 たじま荘 100人 あわじ荘 100人 丹寿荘 50人 (注)県社会福祉事業団へ運営委託	予算額 (一般) (288) 1,659	見直し内容 16 社会福祉事業 団施設の運営の合理 に立時では、	効果額 (一般) (2,651) 15,309	実施上の留意事項等 14 社会福祉事業団施設の運営の合理化 県社会福祉事業団において、職員研修の充実による知識・技能の向上や意識改革を進めるなど、入所者へのサービス提供に係る工夫や改善に取り組むよう助言、指導を行う。

項目	現 状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
職業訓練校	県立 神・情後自 (30人××2年年年年) (30人××2年年年年) (30人人人人人××2 院2年年年年) (30人人人人人××2 院2年年年年) (15人人×2 2年年年年) (15人人××2 2年年年年年) (15人人××2 2年年年年年) (15人人××2 2年年年年年年) (15人人××2 2年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年年	(114) 173	17 職業訓練校の見直し が等と対策を がいまでの見に向いいた。 では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	(244) 444	

項目	現状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
県民住宅ロージー・資付金	1 事業 (1) で、て、て、日本 (1) で、て、 (1) で、て、 (1) で、て、 (1) で、て、 (2) を者 (2) ・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(0) 5,016	18 県民住宅ローン貸付金の見直し 住宅金融公庫を受けるの規算をでは、大や民間を受ける。 「会社には、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では	(0) 8,965	15 県民住宅ローン貸付金の見直し 「人間サイズのまちづくり」を基本に して、大間は一大にでは、場合では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で

項目	現 状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
ひょうだいづくりま	1 事 (1) 事 (1) を流を高さを (1) 事 (1) を流を (1) を流を (1) を流を (1) を流を (1) を流を (1) を (1)	(125) 125	19 の見 10年 10年 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11年 11年	(949) 949	

項目	現 状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
この まま 豊	1 事になるので、	(133)	20 この	(1,119) 1,119	16 この 対

項目	現 状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
ボラントターシース・アーカーでは、アーターのでは、アーのでは、アーのでは、アーターのでは、アーターのでは、アーターのでは、アーターのでは、アーターのでは、アーターのでは、アーターのでは、ア	1 事業	(195) 195	21 ず	(1,491) 1.491	17 事業の では できます でも できます でも できます できます できます できます できます できます できます できます

項目	現状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
ひょうご日曜フォーラム放送事業	1 事業 目的 要とも では では では では できます できます できます できます できます できます できます できます	125 (125)	22 等の見直し での見直し での見直し での見直し では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	(635) 635	

									(単位:日刀戶
項目		現 お	†	予算額 (一 般)		見直し内容	効果額 (一 般)		実施上の留意事項等
病経常補助・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	担金	病院事業会計繰出金 (11年度当初予算・	の状況 (単位:千円) 繰出額 6,930,781 5,281,503 12,212,284	(12,212) 12,212	23	病院 事業 に の に するの、をる 民の、い ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(8,322) 8,322	18	病院事業 公司 (本)

項目	現 状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
社会福祉事業団(特別養護老人ホーム以外の施設)	区分超過身体障害者施設26知的障害者施設79	1,121 (1,121) (1,121	24 社会福祉事業 団施設運営の合理化 ・ は は で を で の る 直 営 の の る 直 営 の の る 直 営 の の る 直 営 の の る 直 営 の の を で で 見 見 団 か の ぎ に に し に を で の き で に で に う に ま 単 単 度 を で の ま 正 で の に が か は に 置 の で で い か な じ の で で い か な じ の で で い か が に 置 の で で い か が に 置 の で で い か が に 置 の で で い か が に 置 の 検 事 業 ・ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(2,243) 2,243	19 社会福祉事業団施設運営の合理化 県社会福祉事業団において、職員研修の充実にあるなど、入所者へのの上でののでであるなど、入所者に取り組むよう助言指導を行う。

1	単位	•	百万円)
(ᆍ╙		\Box \Box \Box	,

項目	現状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
公的施設	1	(143) 473 (1,829) 4,552	1 宿 20 年 2 有す、制ての当 2 を持は金しも相 2 1 所上、 2 1 1 所上、 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(1,348) (1,348) 8,311	1 宿泊 に

項目	現状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
項 目	現	予算額 (一 解)	見直し内容	効果額 (一般) (303) 603	実施上の留意事項等
			県庁周辺の貸館については、会議 室利用状況等を勘案し、各施設間で、 会議室、団体事務所等の利用につい て再編整理を行う。 評価基準:公的施設 - 1		

工 試験研究機関 (単位:百万円)

試験研究機関名	現 状	予算額 (一 般)		見 直 し 内 容	効果額 (一般)	実施上の留意事項等
県立公害研究所	大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、悪臭、騒音及び振動等についての試験、研究、技術調査、技術指導、検査分析、測定などを行う。	(40) 40	1	県立公害研究所の見直し 業務の見直し では、アタリ、スイのの では、アタリ、カイーのの では、アタリ、カイーのの では、アタリ、カイーのの では、アタリ、カイーのの では、アクリ、カイーのの では、アクリ、カイーののの では、アのでは、アのののでは、アのののででででででででででででででででででででで	(66) 66	1 県立公害研究所、県立衛生研究所の 見直し 産学官の連携、専門的機能の効率的 ・効果的な発揮を図るとともに、確保 管理への対応、試験分析精度の確保等 県民サービスに支障がないよう推進を 図る。
県立衛生研究所	感染症対策、食品等の安全確保対策、 ダイオキシン・毒物に対する危機管理 に向けた調査研究、試験検査、研修指 導、情報の収集・提供などを行う。	(46) 70	2	県立衛生研究所の見直し で、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	(32) 67	

					(羊位・口川)
試験研究機関名	現状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
県立東洋医学研 究所	東洋医学の研究治療を行うとともに、その成果の普及、人材育成を図る。	(99) 99	3 県立東洋医学研究所の見直し 現研究所は廃止することとし、効果 的・総合的な伝統医学の研究体制への 移行を検討する。 評価基準:試験研究機関-1,2,4,5	(343) 343	
県立成人病臨床 研究所	悪性新生物、代謝疾患、心循環器疾患、脳循環器疾患に関する臨床研究を 行うとともに、その成果を啓発する。	(98) 98	4 県立成人病臨床研究所の見直し 現研究所は廃止することとし、ガン を中心とした効果的な研究体制への移 行を検討する。 評価基準:試験研究機関 - 2 , 4 , 5	(803) 803	2 県立成人病臨床研究所の見直し 高齢社会の主要な疾患である代謝疾 患等生活習慣病の研究に対応できるよ う配慮する。
県立高齢者脳機能研究センター	老人性痴呆疾患(特にアルツルイマー型痴呆)の病因解明及び画像診断技術の開発に向けた研究治療を行うとともに、その成果を啓発する。	(831) 831	5 県立高齢者脳機能研究センターの見直し 県立試験研究機関としては廃止することとし、大学等への移管を含めた検討を行う。 評価基準:試験研究機関・2,4,5		3 県立高齢者脳機能研究センターの見 直し 今後増加が予想される老人性痴呆疾 患への対応を図る。

_								γ
試験研究機関名	現	状	予算額 (一 般)		見 直 し 内	容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
県立 マー 業技 術セ	地場を開発している。 地場では、 というでは、	拿、技術者養成、技	(235)	6	県 対共を術と業 るら間口と 現 は2基10基3該見 業す同基移もの放研行研ジと3状 現6件準1件準0当直 評析 点支)企び-ュ究には等型のにて、に1基当6基当2とう ま 重術等、結コキ研発と関トそ所じ 務中価該中価該中こ行 準 で援に業つデベなつやが研研つ、 に1基当6基当2とう : は を援に業つデベなつやが研研の、 つ9準し件準し0を。 試 が は 1 と 2 と 3 と 3 と 4 と 4 と 5 と 5 と 6 と 5 と 6 と 6 と 6 と 7 と 7 と 8 と 8 と 7 と 8 と 8 と 8 と 8 と 8	中・産ズ開ト能端、学な画普、価2指基3分評で中指学が発機強技セ、っし及対化 研基1導準7析価、小導学が発機強術ン財でてを象す 究準件業2件業基業業研のく行やすに夕団行行図業る 業2が務にが務準務等修連、う新る関一、ううる界。 務に評で、評で5量に、携技と産。す自民プこ。の で、価は1価はにの	(381)	4 県立工業技術センターの見直し 産学官の連携、専門的機能の効率的・効果の技術を図る対象を関係を図えて、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では

_ 試験研究機関名	現	状	予算額 (一 般)		見	直し	,内	容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
県彷センター	術の開発、生産性の 全のための技術開発	品では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	(159) 269	7	直持付 大ンこで 森但を夕 は件準2評該9踏業結・加バ学タとの 中林馬新一 現6が4件価当件ま務し高価イ、一と活 央・水セを 行3評に中基しがえのた度値才民でし用 、林産ン中 業件価該1準、評で、	重技化と支間は、この北業事夕咳の務中基当件3試価点術、に術研共品特の部技務一施のに4準しがに験基業を開地関の究同種化の、術所と設っつ件3、評、分準別のでは、「	、発域すも機研改シ(淡り試しこ)いがに普価7析5置生、特る端関究良て(路ヶ験て位)て評、及基件業にの産公産技的等にない(農、研統置)は価2指準が務該引	業技術センター、 水産試験場、 究室の6機関 合し、当セン	(316) 648	5 農林水産系6機関の見直し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

試験研究機関名	現 状	予算額 (一 般)	見直し内容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
県立北部農業技 術センター	但馬、丹波地域の高付加価値農業を 実現するため、農業及び肉用牛の改良、 食品の加工及び流通に関する試験研究 を実施し、その成果の普及を図る。	(128) 200	8 県立北部農業技術センターの見直し 業務の重点を、但馬・丹波地域に適 応した農業技術の実証試験、肉用牛の 改良試験及び優良系統の維持・造成、 飼養管理、農畜産物の食品加工・流通 技術の開発等に置く。	(124) 298	
			農林水産系6機関を統合し、当センターは、県北部地域に密着した農業技術の実証を行うとともに、但馬牛改良の拠点とする。		
			現行業務については、研究業務では、 11件中1件が評価基準2に、5件が 評価基準4に該当し、普及指導業務で は、10件中2件が評価基準4に該当 することを踏まえて、業務量の見直し を行う。		
			評価基準:試験研究機関-2,4,6		
県立淡路農業技 術センター	淡路地域の特産である野菜、花卉、 酪農を振興するため、農業及び乳用牛 の改良増殖に関する試験研究を実施し、 その成果の普及を図る。	(34) 62	9 県立淡路農業技術センターの見直し 業務の重点を、淡路地域に適応した 園芸作物の栽培を中心とした農業技術 開発・実証試験、乳用牛の飼養管理技 術の開発に置く。	(78) 220	
			農林水産系6機関を統合し、当センターは、淡路地域に密着した農業技術の実証を行うとともに、乳用牛改良の拠点とする。		
			現行業務については、研究業務では、 12件中2件が評価基準2に、2件が 評価基準3に、5件が評価基準4に該 当し、普及指導業務では、6件中2件 が評価基準4に該当することを踏まえ て、業務量の見直しを行う。		
			評価基準:試験研究機関 - 2 ~ 4 , 6		

_					(羊位:日川))
試験研究機関名	現状	予算額 (一 般)	見 直 し 内 容	効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
県技術センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	森林育成、特用林産物の栽培、森村の公益的機能の維持増発のできる技術開発のできる。その成果の普及を図る。	62	10 し	(159) 173	

試験研究機関名	現 状	(予算額(一般)	見	直し	内 容	(効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
県立水産試験場	栽培漁業及び資源の試験では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	研究を行うと な情報提供や	(98)	進業域発栽元の関究技 験発水の者漁及培化養な等に術 農場の面た等業び漁す殖開に参普 林は拠漁めへに魚業る魚発委画及 水、点業のの経療に。に近ずして、産業ののででである。	置りり密請す こ开なし… 産資ごり 용井面は「書祭点環技着の、 関究、て行 系源す技 に中基、件4量を境術し防栽 すは当行う 6管る術 つ8準2がにの、・指た除培 る、セい 機理と実 い件45評該見	資資導魚支漁 バ大ン、 関等と正 てがに件価当直源源・種桁業 イ学タそ を水もの は評該中基すし管の情の指セ オ、一の 統産に場 、価当2準るを理把報増導ン 技民で研 合関、5 研基し件3ころ	提殖等タ「術間は究」(し係内す、究準、がにとう、供技置1)の研共成(、技海る)業2普評、を、術きに、先究同果(当術・)、務に及価6路、開、1)端機研の(試開内)で、指基件ま	(163) 186	

		_	_		(单位:日月日)
試験研究機関名	現状	予算額 (一 般)	見 直 し 内 容 (効果額 (一 般)	実施上の留意事項等
	栽培漁業及び資源管理型漁業に関うる技術開発のための試験研究対策に成立を実施する。	58	12 但馬水産事務所試験研究室の見直し	(33) 57	

⁽注)平成12年度に各機関毎の業務及び組織の見直し計画を策定する。 平成13年度から平成17年度に実施する。

(4)自主財源の確保

(単位:百万円)

項目	現状	予算額	見直し内容	効果額	実施上の留意事項等
県税収入	平成10年度の決算状況 1 県税収入(単位:百万円、%) 区 分 収入額 対解性別	599,800	1 県税収入の確保 のので税収をる確保 (日本 ののののののののののののののののののののののののののののののののののの	27,900	1 県税収率向化化 けいに ののののののののののののののののののののののののののののののののののの

_					(羊位・日/川]/
項目	現 状	予算額	見直し内容	効果額	実施上の留意事項等
法人事業税超過課税	現在の4 次 名	5,724	2 法 の	[66,300]	2 法人事業税超過課税の延長 超過課税の充当事業については、納不 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3

項 目	現状	予算額		効果額	実施上の留意事項等
頃 目使用料・手数料	現 状		見直し 内容 目	<u></u> 600	実施上の留意事項等 3 使用料・手数料の見直し 使用料の見直しにあた合う用では、とは、ないのでは、とのでは、とのでは、とのでは、とのでは、とのでは、とのでは、とのでは、と

項 目	現 状	予算額	見直し内容	効果額	実施上の留意事項等
財産収入等	末 1 地景 (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学)		4 財産収入等の保保ののは、地域では、地域では、地域では、地域では、地域では、地域では、地域では、地域で	4,700	4 財産収入等の確保 未利用地の公募売却等にあたっては、周辺の地域の状況に配慮する。

項目	現 状	予算額	見直し内容	効果額	実施上の留意事項等
地方税財源			5 地方税財源の充実		5 地方税財源の充実
			実施段階を迎えた地方分権をより実 効あるものとするため、全国知事会等 との緊密な連携のもとに、地方税財源 の充実に向け、国への働きかけを一層 強化する。		法人事業税への外形標準課税導入に 向け、全国知事会が行う検討に主体的 に参画し、早期導入をめざす。
			地方税源について、歳出規模と地方税収の乖離を縮小する方向で、国と地方との役割分担を踏まえ、国から地方への税源移譲等により、その充実強化を図る。		
			法人事業税について、税収の安定 的確保を図るため、中小法人の負担 等に配慮しつつ、外形標準課税の早 期導入を図る。		
			地方交付税について、総額を安定 的に確保するとともに、地方公共団 体の固有財源であることを明確にす るため、直接交付税特別会計に繰り 入れる制度の導入を図る。		
			国庫補助負担金について、地方分権推進計画の基本的な考え方に沿って整理合理化等を進めるとともに、引き続き当該事務事業が必要な場合には、必要な地方一般財源の確保を図る。		
			直轄事業負担金の廃止、特に本来 管理主体が負担すべき維持管理費に ついて、直ちに廃止することを求め る。		
I					

(5)公社等

		見直し内容	実施上の留意事項等
(財)夢の架け橋記念事業協会	コミュニケーション文明の先導的 拠点施 設の整備促進とコミュニケーションの理念と技術を高める調査、研究及び実践を行い、明石海峡 大橋関連地域の新しい発展に寄与する。 基本財産・・・・100百万円 常勤役職員数・・96名	1 (財)夢の架け橋記念事業協会の廃止 淡路花博終了後、清算事務が終了した時点で の廃止を指導する。 残存する日仏友好のモニュメント建設事業及 びコミュニケーションに関するソフト事業につ いては、関連団体への移管を検討する。 評価基準:公社等-6	1 (財)夢の架け橋記念事業協会の廃止 団体の廃止と業務の移管に当たって、淡路花博の理念や成果の継承、発展及び職員の受け皿確保等の円滑な対応に留意する必要がある。
(財)兵庫県水産公害対策基金 (財)兵庫県栽培漁業協会	水産公害の被害漁業者等への救済 金の支給、助成金の交付及び漁業の 安全操業等に関する事業を行い、漁 業者等の円滑な救済と漁業経営の安定に資する。 基本財産・2,493百万円 常勤役職員数・・3名 漁業者の生産活動の促進を図るため、栽培漁業から管理運営、放流用種、放流用種、 が、本県水産業の発展に寄与する。 基本財産・・300百万円	2 (財)兵庫県水産公害対策基金と(財)兵庫県栽培漁業協会の統合 「兵庫県水産公害対策基金」と「兵庫県栽培漁業協会」の平成13年度の統合に向けた指導を行う。 評価基準:公社等-7	
(社福)兵庫県社会福祉事業団	常勤役職員数・・21名 県立社会福祉施設の受託等県と一体となって社会福祉事業の推進を図り、広く県民福祉の向上と増進に寄与する。 基本財産・・・・11百万円常勤役職員数・・1,047名	3 (社福)兵庫県社会福祉事業団の経営改善事業の見直し、民間施設の効率的な運営を踏まえ、経営環境の変化に対応した下記の内容を含む経営改善計画の策定、推進を指導する。 ア 職員配置の見直し ・ 管理部門の集約 ・ 非常勤職員等の活用 ・ 業務の民間委託の推進 イ 給与の見直し ・ 給与の見直し ・ 給与水準の適正化	2 (社福)兵庫県社会福祉事業団の経営 改善 県立施設として先導性を維持すべきものと、一般的なものを的確に整理し、事業団が果たすべき役割を明らかにしつ経営改善に取組む必要がある。 職員配置、給与の見直しに当たっては、職員の志気の低下を招かないよう留意する必要がある。

公 社 等	現 状	見直し内容	実施上の留意事項等
(社)兵庫県森と緑の公社	森林整備事業の推進による資源の活用、公益的機能の維持・増進、び 近日、公益的機能の維持・増進、び は一村経済の振興と、緑化事業の推進に の本本はである。 基本財産・・・・9、6百万円 常勤役職員数・・154名	4 (社)兵庫県森と緑の公社の経営改善 長期収支計画の見直しを踏まえ、下記の内容を 含む経営改善計画の策定、推進を指導する。 ア 分収造林事業の見直し ・ 長伐期施業の拡充 (伐期の長期化により、木材資源の高付加 価値化 ・ 施業体系の見直し 生産林と非生産林を区分し、非生産林の 間伐、枝打等の廃止 イ 執行体制の見直し ・ 人員削減 ・ 一般管理費の削減	3 (社)兵庫県森と緑の公社の経営改善コスト削減、木材需要等を踏まえた事業展開方針や分収造林契約の見直しを含む経営改善に努めるとともに、森林の持つ公益的機能にも留意した対応を検討する必要がある。
兵庫県住宅供給公社	住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給し、住民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。 基本財産・・・15百万円常勤役職員数・・210名	5 兵庫県住宅供給公社の経営改善等 経営環境の変化を踏まえ、下記の内容を含む経営改善計画の策定、推進を指導する。 ア 分譲仕宅事業の見直しないないに、	4 兵庫県住宅供給公社の経営改善 県の住宅施策と連携し、また、公 社のノウハウを活かした新たな事業 展開や、今後の公社事業のあり方も 踏まえた、経営改善計画を策定する 必要がある。 介護保険制度の導入に対応した高 齢者住宅の適切な運営に留意する必 要がある。

公 社 等	現 状	見直し内容	実施上の留意事項等 実施上の留意事項等
兵庫県土地開発公社	公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与する。 基本財産・・・・105百万円常勤役職員数・・138名	6 兵庫県土地開発公社への用地取得業務の委託拡大 土木事務所の用地取得業務を、小規模事業等を 除き、基本的に土地開発公社に委託する。 評価基準:公社等-9	5 兵庫土地開発公社への用地取得業 務の委託拡大 業務の委託に当たっては、土本的社会を 業務の委託に当たってがが効ながある直接執行のでありである。 業務にとの整理や原留意とのでありである。 事業を備状況に留意に、といるでは、土地の適正な経営では、 ののでは、 、公社では、 、公社では、 、公社では、 、公社では、 、公社では、 、公社では、 、ののののでは、 、ののののでは、 、ののののでは、 、ののののでは、 、ののののでは、 、ののののでは、 、ののののでは、 、ののののでは、 、ののののでは、 、ののののでは、 、ののののでは、 、ののののでは、 、ののののでは、 、ののののでは、 、ののののでは、 、ののののでは、 、ののののでは、 、、 、、 、、 、、 、、 、、 、、 、、 、、 、、 、、 、、 、
(財)兵庫県建設技術センター	県及び県内市町の建設技術の向上と公共事業の効率的な推進を図るため、建設技術に関する調査研究入び研修、建設事業に関する設計等を行い、良質な社会資本の整備に寄与する。 基本財産・・・300百万円常勤役職員数・・62名	7 (財)兵庫県建設技術センターへの工事設計業務等の委託拡大 土木事務所の大規模・特殊工事の設計・積算・工事監理の一連業務を、基本的に、建設技術センターに委託する。 積算業務は、可能な限り建設技術センターに委託し、集中処理する。 評価基準:公社等-9	6 (財)兵庫県建設技術センターへの工事設計業務等の委託拡大 委託事業の拡大をはじめ、センターの活用に当たっては、その特性をシーの活かすともに、などを含め、全体として効率的な手法を検討する。

(注)公社等の統廃合や経営改善について、平成12年度末までに、方針、計画を策定し、順次、自主的、計画的な推進を図るよう指導する。 公社等の活用について、平成12年度末までに、委託事業の拡大等の方針を策定し、順次、計画的な推進を図る。

評価 基準

項	目	評価基準
1 組 織	本 庁	1 縦割り組織の弊害を是正し、総合的な政策運営を図るため、組織の統合を行う。
		2 業務執行上の権限と責任の明確化を図るため、職制の見直しを行う。
		3 意思決定の迅速化等、機動力の強化を図るため、中間職制の見直し、業務執行方法の簡素、効率化を行 う。
		4 本庁における政策企画立案機能の重点化を図るため、地方機関への権限委譲や業務の民間委託等を進め る。
	地方機関	5 地域課題の現地解決能力の向上、市町との協働の推進のため、政策企画立案機能及び総合調整機能を充 実強化する。
		6 県民に身近なところで行政サービスを提供するため、事業の執行方法を見直し、地方機関への権限委譲 を進める。
		7 総合的な行政サービスの提供を行うため、地方機関の統合を図る。
		8 社会経済情勢の変化・地域課題に対応するため、所管区域を見直し、事務所の配置の適正化を図る。
		9 内部組織や業務執行方法の簡素、効率化を図る。
2 定員・給与	定員	1 事務事業、組織、公社等の見直し、事務執行体制の効率化に伴い、業務量の減少等に応じた見直しを行う。
		2 法令により配置の基準が示されている定員は、当該基準に基づき、配置を行う。
		3 現下の厳しい経済・雇用環境に配慮しつつ、ワークシェアリングの観点も踏まえ、検討を進める。
	給与	1 国及び他の地方公共団体の職員並びに県内民間事業所の従事者の給与との均衡を図ることを基本として、 一般職及び特別職に属する職員の給与について見直しを行う。

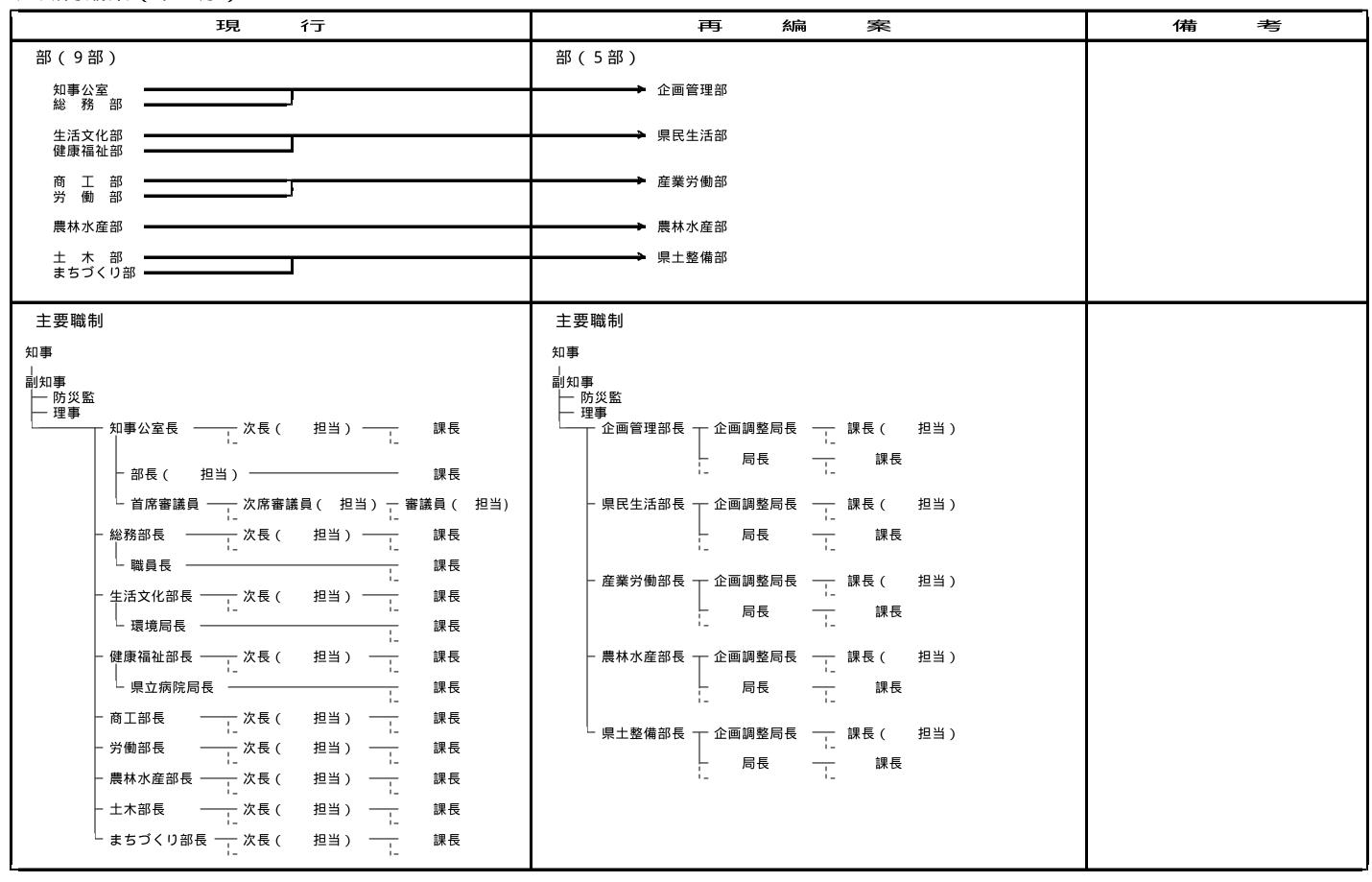
	項	目	評価基準
3	行政施策	投資事業 公共事業・投 資単独事業 (1)新規事業	(必要性) 1 平成20年度までの10年間に実施しなければならないことを客観的な理由・指標等を用いて明確に示せないものは、着手しない。 2 県民の要望の程度の低いものは、着手しない。 3 事業の性質上、地元市町等関係者の合意が必要なもので、その見通しの立っていないものは、着手しない。
			(有効性・効率性) 4 事業目的に照らして投資効果の低いもの、後年度負担が過大なものなど、費用に比べて効果が低いものは、着手しない。 5 採算性が求められる事業で、事業採算の見通しを明確に示せないものは、着手しない。 6 施設整備において、類似の既存施設を活用する方が効果的・効率的なものは、着手しない。 7 投資単独事業として新たな施設整備(既存施設の再整備を含む)を行う場合には、PFI方式の導入等民間活力の活用を検討する。
			(環境適合性) 8 環境に影響を及ぼすような事業について、環境対策を適切に講じた上でなければ、計画を進めない。
			(優先性) 9 上記の基準にかかわらず、県民の生命・身体・財産の安全を守るために必要なもの、既存又は進行中の 事業との関連で相乗効果が期待できるものについては、その緊急度に応じて優先的に着手する。
		(2) 継続事業	(必要性) 1 現行計画を継続しなければならないことを客観的な理由・指標等を用いて明確に示せないものは、事業 の凍結、延期、計画変更等事業の見直し(以下「見直し」という。)を行う。 2 事業が停滞し、今後の見通しの立たないものは、見直しを行う。
			(有効性、効率性) 3 社会経済情勢等の変化に伴い、事業目的に照らして投資効果が低くなったもの、後年度負担が過大になったものなど費用に対する効果が当初の見込みに比べ大幅に低下したもの、より効果的な方法が生じたものは、見直しを行う。 4 採算性が求められる事業で、社会経済情勢等の変化に伴い需要が減少するなど、事業採算の見通しを明確に示せなくなったものは、見直しを行う。
			(環境適合性) 5 社会経済情勢等の変化に伴い、環境に対する影響に大きな変化の生じた事業については、環境対策を適 切に講じた上でなければ、事業を進めない。
			(優先性) 6 上記の基準にかかわらず、事業継続による効果と事業中止による損失とを総合的に比較考量して、経済 性に優るものは継続する。

項	目	評 価 基 準
3 行政施策	事務事業	(必要性) 1 高齢化・少子化・産業構造の変化等に伴い、事業の対象者・利用者数が減少、又は対象者の状況が変化して、事業の効果、効率性が低下したものは廃止、縮小する。 2 事業の対象者・利用者数の急増・急減、その他緊急の行政需要に対応するため実施した事業で、その緊急性が低下したものは廃止、縮小する。 3 国又は県の他制度の改正に伴い、類似の効果を持つ代替的措置が講じられることになった事業は廃止、縮小する。
		 (民間・市町との役割分担) 4 県が先導的・補完的機能を果たすため設置した施設で、民間における同種の施設の増加により、その 先導性・補完性が低下しているものは、民間移譲又は廃止する。 5 県が先導的に実施してきた事業で、民間における類似事業の増加により、その先導性が低下している ものは、原則として廃止、縮小する。 6 県が民間又は市町に対して先導・奨励する趣旨で実施してきた事業で、 全県的に一般施策として実施するものについては、創設後10年 モデル事業については、創設後5年 が経過して、その意義が普及し、NPO等民間セクターにおける自主的活動に委ねることが適当となっ たものや、市町事業として同化定着したものについては、県の財政支援を廃止、縮小する。 7 県と市町との経費負担区分を明確にし、市町が経費負担すべきものについては、県の財政支援を廃止、 縮小する。
		 (有効性・効率性) 事業効果を政策目標の達成度を示す指標で明らかにし、その指標が3年以上著しく低い水準に止まっているもので、事業の廃止による重大で明確な支障がないものは、原則として廃止する。 収支バランスを基本とする経営的事業は、同種の民間事業の効率的な経営内容を勘案し、国基準等を上回る運営費の県単独分は、原則として段階的に縮小する。 10 県民に行政サービスを提供する事業で、サービスの質とコストの両面を総合的に判断して、効果的・効率的に提供ができるものは、民間委託を進める。 11 事務事業の執行について、民間等の手法とコスト比較を行い、経費の抑制を図る。
		(公平性) 12 特定の個人に対する給付については、関連制度等との均衡を考慮しつつ、受益と負担の適正化を図る。 13 県民個人の資質向上を図ることを主たる目的とする講座、セミナー等で、民間の類似事業と比べ、負 担が不均衡となるものについては、受益者負担を適正化する。

	項	目	評 価 基 準
3	行政施策	公的施設 宿泊施設、文 化・スポーツ	(必要性) 1 築後20年又は大規模改修後10年が経過し、利用状況が悪く、回復の見込みのない施設は、廃止する。
		・レクリェーション施設、	(民間・市町との役割分担) 2 広く県民一般の利用を目的とする宿泊施設については、民間における同種の施設の充実を踏まえ、民間 施設との競合が見られるなど、県として設置する必要性が低下している場合は、民間移譲又は公社等の自 主的運営に委ねる。
			3 施設利用者の大半が所在市町の住民であるなど、県として設置すべき広域性が低下している施設は、市町の意向を踏まえ、市町移譲を進める。
			4 市町による同水準の施設整備が進んでいる施設については、市町の主体的な運営に委ねることにより、 利用の促進、経営の効率化が見込まれる場合は、市町の意向を踏まえ、市町移譲を進める。
			(有効性・効率性) 5 経営の効率性が低い施設については、利用料金制の導入や、PFI等民間活力の活用を検討する。
		試験研究機関	1 基礎研究は、原則として廃止する。
			2 具体的な成果をあげることが困難で、県施策への反映が見込めない業務は廃止する。
			3 対象者が減少していたり、県民等からのニーズが少ない業務、県民ニーズから乖離している業務は廃止、 縮小する。
			4 民間試験研究機関等で実施可能な業務は廃止する。
			5 試験分析業務は、法定検査、プライバシーに関わる検査、権力性を伴う検査等を除き、廃止または民間 委託を行う。
			6 事業の見直し等により業務が縮小したり、機関や業務が類似している試験研究機関は統廃合する。

	項	B	
		<u>目</u>	評 価 基 準
4	自主財源の確保	県 税	1 課税客体の適正・的確な把握、徴収率の低い税目についての納期内納付の推進、計画的・効率的な滞納整理の促進等により、県税収入の最大限の確保を図る。
		使用料・ 手数料	2 事業・施設運営経費等の節減を図りつつ、国及び他の地方公共団体並びに民間の類似事業・施設等との均衡を考慮し、受益と負担の適正化を図る。
		財産収入等	3 保有している低・未利用の財産及び施設の統廃合による施設跡地で、今後県の公用・公共用としての 利用の可能性が低い用地等については、民間等への売却を推進する。
			4 競馬収益金、宝くじ収益金等の収益事業収入については、民間及び市町の施設整備水準や県と市町と の経費負担区分、事務事業の見直し等を踏まえ、成熟社会にふさわしい行政分野への重点投入を図る。
5	公 社 等		1 目的を達成した事業、需要が減少し、又は採算性が低く、今後回復を見込むことが困難な事業で公共的必要性が乏しいものは廃止、縮小する。
			2 民間企業で類似の事業が実施され、公社等と同等又はそれ以上のサービスが提供されている場合は、 廃止、民間移譲等を行う。
			3 公的施設は、見直し基準に基づき、民間移譲、市町移譲又は公社等による自主的運営等の見直しを行 う。
			4 公社等の事業として継続する必要がある場合にも、可能な限り民間委託の徹底、委託先の集中化等に よる効率化を進める。
			5 経営状況に対応した職員配置への見直し、給与制度の適正化等、経営管理の合理化・効率化を図る。
			6 社会経済情勢の変化、設置目的の達成、事務事業の見直し等により、存在意義が乏しくなった公社等 は廃止する。
			7 設置の目的が類似、又は関連しており、統合により効率的、効果的な運営が期待できる公社等は統合 する。
			8 公社等の経営改善への自助努力を踏まえ、支援の公益性の観点から、県の財政的・人的支援の適正化 を図る。
			9 県が直接実施している事業について、公社等により機動的・弾力的な事業実施が可能な場合は、公社 等を積極的に活用する。

組織再編案(本 庁)



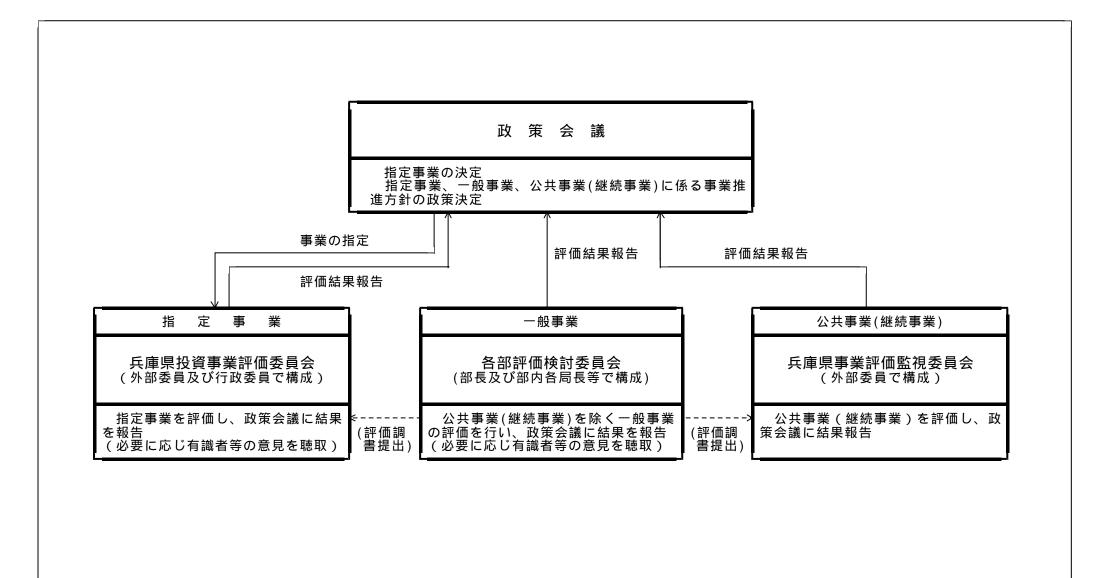
組織再編案(県民局)

	現行	再編案	備考
県民局等の名称	你、位置、所管区域	県民局の名称、位置、所管区域	
		神戸県民局 《神戸市》 (神戸市)	
阪神県民局	《尼崎市》 (尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、 三田市、川辺郡)	────────────────────────────────────	
北摂整備局	《三田市》 (三田市)	┗━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━	
東播磨県民局	《加古川市》 (明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、 加西市、美嚢郡、加東郡、多可郡、加古郡)	● 東播磨県民局 《加古川市》 (明石市、加古川市、高砂市、加古郡) ● 北播磨県民局 《社町》 (西脇市、三木市、小野市、加西市、美嚢郡、加東郡、多可郡)	
西播磨県民局	《姫路市》 (姫路市、相生市、龍野市、赤穂市、飾磨郡、神崎郡、 揖保郡、赤穂郡、佐用郡、宍粟郡)	● 中播磨県民局 《姫路市》 (姫路市、飾磨郡、神崎郡) ● 西播磨県民局 《播磨科学公園都市》 (相生市、龍野市、赤穂市、揖保郡、赤穂郡、佐用郡、宍粟郡)	
但馬県民局	《豊岡市》 (豊岡市、城崎郡、出石郡、美方郡、養父郡、朝来郡)	────────────────────────────────────	
丹波県民局	《柏原町》 (篠山市、氷上郡)	────────────────────────────────────	
淡路県民局	《洲本市》 (洲本市、津名郡、三原郡)	→ → 淡路県民局 《洲本市》 (洲本市、津名郡、三原郡)	
県民局の組織	(基本形)	県民局の組織(基本形)	企画管理部、県民生活部、地域振興部、
県民局長 ── 次長	参事(県民担当)参事(市町振興担当)参事(商工労政担当)	県民局長 一 企画管理部長 ―― 参事(総務担当) ― 参事(企画防災・地域ビジョン担当) ― 参事(市町担当) ― 参事(県税担当) ― 県税事務所長	県土整備部の4部を設置することを基本とするが、地域行政の特性を勘案し、県税事務を所掌する県税部、企画管理及び県民生活の関係事務を所掌する企画県民部を設置する。
	財務事務所長(県民局参事兼務) 保健所長(県民局参事兼務) 福祉事務所長(県民局参事兼務)	- 県民生活部長 —— 参事(県民担当)	県民局長 —— 企画県民部長 — 県税部長 — 地域振興部長 — 県土整備部長
	農林事務所長(県民局参事兼務)	地域振興部長 → 参事(産業労働担当)参事(農林振興担当)農林振興事務所長	
	農業改良普及センター所長(県民局参事兼務) 土地改良事務所長(県民局参事兼務)	□ 農業改良普及センター所長 □ 参事(農地整備担当) □ 土地改良事務所長	
	土木事務所長(県民局参事兼務)	- 県土整備部長 → 参事(土木担当) - 県土整備部長 → 本本事務所長 - 参事(まちづくり担当) 名称は仮称	

社会資本(基盤整備)の施策体系及び主な整備内容

	施策体系		事業費点	フエイト		
	加 束体系	主な整備内容	H10	H12 ~ 20		
1	安心して暮らせる「県土	こ・まち・むらを守る」	3 7 %	3 8 %		
	災害に強い安全な県土 の保全	治山・ため池改修 河川・ダム・砂防・海岸整備 道路災害防除 等				
	安全・安心な地域づく りの推進	都市防災に資する街路整備 防災機能の向上に資する緊急輸送道路・耐震岸壁の整備 震災復興計画に基づく下水道ネットワーク整備 都市防災に資する再開発・区画整理事業 防災機能を持つ公園整備 等				
	公共施設の管理	公共施設(道路、河川等)の適切な維持管理 等				
2	兵庫の魅力を高める「県	兵庫の魅力を高める「県土・まち・むらを創る」				
	(1) 重点的に整備を進め	つる事業	2 6 %	2 7 %		
	連携・交流の推進	広域的連携交流を支援する地域高規格道路の整備 高規格幹線道路等のインターへのアクセス道路の整備 国道等の幹線道路の整備 広域農道の整備 交流拠点の整備				
	持続的発展に向けた基盤整備	農林水産物の付加価値を高める施設等の整備 農地・農業施設の維持向上のための施設等の整備 地域産業プロジェクトや生活の基盤となる道路の整備 港湾機能の高度化 等				
	活力ある都市づくり	都市の骨格となる街路整備 連続立体交差事業 中心市街地の活性化を図る再開発・区画整理事業 都市と農村の交流・広域レクリェーション機能を持つ公園整備 等				
	(2) 事業量の減少を見 込む事業	小型船を対象とした係留施設の充足率を向上させる事業 ほ場整備の整備率を向上させる事業 生活排水処理率を向上させる事業	1 5 %	1 0 %		

	施策体系		事業費ウエイト		
	加 東 体 尔	主な整備内容	H10	H12 ~ 20	
3	豊かさを実感できる「県	!土・まち・むらを育てる 」	2 2 %	2 5 %	
	全ての人にやさしい生 活空間づくり(ユニバ ーサルデザイン)	農業高齢者を対象としたデイケアサービス施設の整備 福祉のまちづくり重点整備地区のバリアフリー化の整備 人にやさしい歩道整備(幅広歩道、フラット化等) 等			
	快適な生活環境の創出	良好な住環境の確保(良好な市街地形成を図る街路整備、 低騒音舗装等) 良好な住宅・宅地の供給促進(再開発・区画整理事業等) 美しい景観の保全と創造(電線類地中化、緑化、親水性の水辺空間の整備等) 住みよい農山漁村づくり(集落道路、コミュニティセンター、公園等) 等			
	生活利便性の向上 交通ボトルネック箇所の対策及び渋滞交差点の改良等の円滑な交通を確保するため 公共交通の利便性向上のための街路整備 ボートパークの整備 道路情報システム・地域情報システムの整備 等				
	環境の保全と創造	自然環境の保全・創造(緑地保全、水産資源の保護・育成、多自然型護岸等) 森林の保全、再生(造林・森林整備等) 水質の保全、再生(下水の高度処理化等) 環境学習機能をもつ公園・緑地整備 等			



行財政構造改革推進方策に基づく今後の財政見通し(試算)

見直しによる効果額試算

[効果額は事業費ベース、() は一般財源ベース] (単位:億円)

[7/1]	/ \	X 10-7-	未貝′	· /\				ぶへー 人」		(半位:億円)
							平成12~20:	年度効果額		
X						分	合 計	平均	構成比	説明
			件			費	(2,100)	(233)		事務事業の見直し等に伴う定員削減(一般行政1,050人、教育3,360人、警察410
							2,800	311	27.0%	特別職・一般職の給与の減額等
Ţ		政		施		策	(2,823)	(314)		
							7,232	804	69.8%	
投	:		資	事		業	(1,463)	(163)		
							4,781	531	46.1%	
	補		助	事	F	業	(119)	(13)		事業費2,100億円
							678	75	6.5%	
	単		独	事	F	業	(1,034)	(115)		事業費1,800億円
							3,793	421	36.6%	
	公	債	費	の	縮	減	(310)	(34)		投資事業の抑制による公債費の縮減
							310	34	3.0%	
事			務	事		業	(1,288)	(143)		事務事業の見直し
							2,264	252	21.9%	
公	•		的	施		設	(19)	(2)		宿泊施設、文化・スポーツレクリェーション施設等の見直し
							122	14	1.2%	
試	•	験	研	究	機	関	(53)	(6)		業務の再編と機関の統廃合
							65	7	0.6%	
1	主	財	源	の	硝	保	(332)	(37)		
							332	37	3.2%	
県			税	収		λ	(279)	(31)		税収確保対策の推進
	_						279	31	2.7%	
使	į	用	料 •	手	米	女 料	(6)	(1)		民間との比較による料金の適正化、利用実態に合わせた使用料設定の見直し
	_						6	1	0.1%	
公	•		有	財		産	(47)	(5)		普通財産等の売却等
							47	5	0.4%	
717						計	(5,255)	(584)		
							10,364	1,152	100.0%	

⁽注)見直しを実施した場合には、一般財源ベースで5,255億円の効果額が生じるとともに、これに伴う資金手当債の縮減等により公債費が縮減される結果、 平成12~20年度までの収支不足額10,600億円が解消される。

平成12~20年度までの合計で約1,000億円の新規施策等の財源を確保することが可能となる見込みである。

資料5-2

行財政構造改革推進方策に基づく今後の財政見通し(試算)

(単位:億円、%

											(単	.位:億円、%)
	区分	1 1 年度	12年度	13年度	1 4 年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	2 0 年度	合計(H11~
裁	県 務	7,050	7,000	7,150	7,300	7,450	7,600	7,700	7,900	8,050	8,200	75,400
	地 方 交 付 ;	3,800	4,150	4,250	4,350	4,450	4,550	4,650	4,700	4,750	4,850	44,500
	र ० ११	350	350	350	350	350	350	350	350	350	350	3,500
	歳入計	11,200	11,500	11,750	12,000	12,250	12,500	12,700	12,950	13,150	13,400	123,400
	人 件 剪	5,050	5,050	5,100	5,100	5,100	5,100	5,000	5,150	5,250	5,200	51,100
	公 債 費	1,450	2,050	2,250	2,450	2,600	2,650	2,550	2,450	2,450	2,450	23,350
	果税交付 :	2,000	2,050	2,100	2,150	2,200	2,200	2,250	2,300	2,350	2,400	22,000
	行政経費	2,150	2,200	2,250	2,350	2,400	2,450	2,500	2,550	2,550	2,600	24,000
	投資的経 :	5 5 0	850	850	850	850	850	850	850	850	850	8,200
	補助事業	300	350	350	350	350	350	350	350	350	350	3,450
	単 独 事 美	250	500	500	500	500	500	500	500	500	500	4,750
	歳出計	11,200	12,200	12,550	12,900	13,150	13,250	13,150	13,300	13,450	13,500	128,650
	収 支 不 足 額(A - B)	0	- 700	- 800	- 900	- 900	- 750	- 450	- 350	- 300	- 100	-5.250
	財 源 対 第 (県 債 等	D 0	700	800	900	900	750	450	350	300	100	5,250
	対策後の収支不足額 (C+D	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	·	V			U	U	·	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	U	
	債制 限 比	11.3	12.5	13.6	14.7	15.5	15.8	15.6	15.1	15.0	14.9	

*金額は、一般財源ベース。11、12年度は当初予算(11年度の財源対策は、歳入、歳出に計上済。)

(試算の前提)

(1)歳入

経済成長率 :1.75%/年(国の中期財政試算を参考) : H 当初予算×1.75%/年×1.1(弹性值) 県税、その他収入 交付税 : H 当初予算×1.75%/年×1.2(弾性値)

(2)歳出

:退職手当を除く人件費(現員現給):給与改定の伸びを0.5%/年とするとともに、推進方策に基づく定員、給与の見直しを基礎に試算 人件費

:退職手当:現時点で見込まれる定年退職者等を勘案して試算

公債費 :既発行分は償還計画に基づき、新規発行分は今後の発行見込額から試算

県税交付金 :県税収入の推計値を基に試算

行政経費 :措置費・医療費等の義務的経費(介護保険関係経費を含む)については所要額を見込み、その他の経費については、推進方策に基づく見直しを基礎に試算

投資的経費 :推進方策に基づく今後の見込額

> 補助:事業費2,100億円/年 単独:事業費1,800億円/年

新規施策経費については、H12~20年度で合計約1,000億円を行政経費の中で整理している。